

Q1. クーリングシェルターとは？

クーリングシェルターとは適当な冷房設備及び一定数の者が滞在するに適当な空間を有しており、熱中症特別警戒アラート発令時に市民等に開放可能な避難施設を指します。

設備、施設の規模要件は、以下の（１）～（３）となります。開放日については、通常の開館日・開館時間のうち、従業員の通常業務範囲内の対応で差し支えありません。

- （１）適当な冷房設備を有すること
- （２）玉野市に熱中症特別警戒アラートが発表されたときに、当該施設を開放することができること
- （３）市民の方の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること

申請された受け入れ可能人数に応じ、滞在することが可能な空間が確保されていれば、人数の基準などはありません。（受入可能人数が10人の場合、10人が同時に滞在できるスペースを有していればよく、必ずしも専用の居室を設ける必要はありませんが、休憩のために利用可能な椅子やソファ等が備えてあることが望ましいです。）

Q2. 熱中症特別警戒アラートとは？

令和6年4月より施行された警戒情報であり、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合（暑さ指数35以上）に発表されます。

発令時は不要不急の外出や運動を控え、冷房が効いた室内で水分をこまめに取るなど、熱中症予防行動を実践する必要があります。やむをえず外出する際は、クーリングシェルターを活用するなど、定期的に暑さを避ける行動が求められます。

熱中症**特別**警戒アラートは、気象庁より**危険が想定される日の前日14時頃**に発表されます。

「環境省熱中症予防情報サイト」（URL:<https://www.wbgt.env.go.jp/>）にて、熱中症特別警戒アラートや暑さ指数（WBGT）予想値の情報を掲示しております。また同サイトでは、メール配信サービスなど、熱中症予防情報を提供していますので、熱中症予防対策等にご活用ください。

Q3. 施設管理者の役割とは？

「クーリングシェルター運用手引き」を参照のうえ、制度の趣旨を逸脱しない範囲で、各施設の状況に合わせ柔軟にご対応ください。

Q4. クーリングシェルター指定申し込み方法は？

クーリングシェルター施設指定までの施設管理者の手続きは以下の手順となります。

手順①：申込書の提出

- ・必要事項をご記入の上、開放場所が分かる図面等を添えて、環境保全課に提出ください（申込書はHP、環境保全課にて入手できます。）。

手順②：協定書の締結

- ・玉野市と施設管理者間で協定内容の協議を行い、その後、協定書を締結します。

手順③：運用開始

- ・協定書締結後、申し込みのありました施設をクーリングシェルターとして運用開始いたします。合わせて市ホームページにて指定について広報します。